

様式44

令和 6年 6月 28日

三重県知事

あて

医療法人の住所 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

医療法人の名称 医療法人 尚 豊 会

理 事 長 名 古橋 亜沙子

電 話 (059) 330-6000

決 算 届

令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月 31日までの決算を終了したの
で、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人尚豊会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☒ 出資額限度法人
☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成10年3月27日

(4) 設立登記年月日 平成10年3月30日

(5) 役員及び評議員 令和6年3月31日現在

	氏 名	備 考
理 事 長	古橋 亜沙子	みたき総合病院内科・麻酔科・緩和ケア内科
副理事長	木村 光政	みたき健診クリニック管理者
同	与那覇 斉	みたき総合病院産婦人科
理 事	一宮 恵	みたき総合病院 管理者
同	鈴木 悟	みたき総合病院副院長 小児科
同	三村 博美	みたき総合病院副院長兼看護部長
同	桜井 治夫	みたき総合病院 事務長
同	真弓 稔	みたき健診クリニック 事務長
同	山下 和久	みたき総合病院 事務次長
同	松井 敏行	医療法人尚豊会法人事務局部長
同	門田 彰夫	医療法人尚徳会法人事務局事務局長
同	大杉 泰弘	豊田地域医療センター 副院長
監 事	神谷 明文	医療法人尚豊会・尚徳会 顧問弁護士

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	みたき総合病院	2410205989	三重県四日市市生桑町 字菰池458番の1	一般病床 111床 療養病床 88床
診療所	みたき健診クリニック	2410215319	三重県四日市市生桑町 字菰池450番の3	一般病床 0床 療養病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
みたき在宅ケアセンター (居宅介護支援事業) (訪問看護事業) (訪問介護事業)	三重県四日市市生桑町菰池 448番の1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当はありません。

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和5年4月24日

令和5年度事業計画・予算承認の件

役員報酬総額承認の件

FS1社への返還請求及び前理事長への損害賠償請求

(令和5年2月6日臨時理事会) 決議の件

運転資金確保のための有価証券売却の件

令和5年6月29日

令和4年度決算、監査結果承認の件

令和5年10月5日

理事長辞任の件 一宮恵、理事長選任の件 古橋亜沙子

	副理事長選任の件 与那覇斉
	社員増員の件 古橋篤
令和6年1月23日	社員増員の件 古橋沙英
令和6年3月29日	令和6年度事業計画・予算承認の件
	名古屋銀行 資金調達200百万円の件
	役員報酬規程改定の件
	各種規程の承認の件
	理事選任の件 平野宏和

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
該当ありません。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
該当はありません。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当はありません。

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当はありません。

(9) その他
該当はありません。

様式第三号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号 A16511

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

財 産 目 録
(令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	8,817,533 千円
2. 負 債 額	6,858,664 千円
3. 純 資 産 額	1,958,869 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		1,398,400
B 固 定 資 産		7,419,132
C 資 産 合 計 (A + B)		8,817,533
D 負 債 合 計		6,858,664
E 純 資 産 (C - D)		1,958,869

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有	☐ 賃借	☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有	☐ 賃借	☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 医療法人 尚豊会

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

※医療法人整理番号 A651

貸 借 対 照 表
(令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,398,400	I 流 動 負 債	1,279,847
現金及び預金	499,965	買掛金	104,466
事業未収金	839,341	短期借入金	400,000
有価証券	8,733	1年内返済予定の長期借入金	368,658
たな卸資産	37,019	未払金	85,452
前払費用	15,674	未払費用	58,369
その他の流動資産	1,965	未払法人税等	205
貸倒引当金	△ 4,300	未払消費税等	19,987
		預り金	139,673
II 固 定 資 産	7,419,132	賞与引当金	101,330
1 有 形 固 定 資 産	5,627,233	その他の流動負債	1,704
建物	4,960,077	II 固 定 負 債	5,578,817
構築物	67,681	長期借入金	5,309,453
医療用器械備品	217,606	退職給付引当金	269,364
その他の器械備品	82,278		
車両運搬具	13,159		
土地	261,985		
建設仮勘定	16,282		
その他の有形固定資産	8,162	負債合計	6,858,664
2 無 形 固 定 資 産	58,244	純 資 産 の 部	
借地権	13,142	科 目	金 額
ソフトウェア	44,157	I 出資金	14,900
その他の無形固定資産	945	II 積立金	1,750,926
		繰越利益積立金	1,750,926
3 その他の資産	1,733,654	II 評価・換算差額等	193,043
投資有価証券	1,245,270	その他有価証券評価差額金	193,043
長期貸付金	37,033		
繰延税金資産	379,034		
長期前払消費税等	58,682		
その他の固定資産	13,634	純資産合計	1,958,869
資産合計	8,817,533	負債・純資産合計	8,817,533

様式第二号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号 A651

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,145,692
2 事業費用		
(1)事業費	5,276,305	5,276,305
本来業務事業損失		△ 130,613
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		89,746
2 事業費用		103,834
附帯業務事業損失		△ 14,088
事業損失		△ 144,701
II 事業外収益		
受取利息及び配当金	9,388	
有価証券売却益	151,427	
その他の事業外収益	42,010	202,826
III 事業外費用		
支払利息	60,065	
その他の事業外費用	5,113	65,178
経常損失		△ 7,053
IV 特別利益		
その他の特別利益	200	200
V 特別損失		
役員退職金	300,000	300,000
税引前当期純損失		△ 306,853
法人税・住民税及び事業税	205	
法人税等調整額	△ 85,106	△ 84,901
当期純損失		△ 221,952

様式第四号

法人名 医療法人 尚豊会

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)						
	出資金	積立金		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
令和5年3月31日 残高	14,900	1,972,878	1,972,878	5,136	5,136	1,992,915
会計年度中の変動額						
当期純損失		△ 221,952	△ 221,952			△ 221,952
評価・換算差額等の当期 変動額 (純額)				187,906	187,906	187,906
会計年度中の変動額合計	—	△ 221,952	△ 221,952	187,906	187,906	△ 34,045
令和6年3月31日 残高	14,900	1,750,926	1,750,926	193,043	193,043	1,958,869

(単位:千円)

様式第五号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号 A-6511

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	8,453,720	32,986	—	8,486,707	3,526,629	302,772	4,960,077
	構築物	250,048	—	—	250,048	182,367	8,909	67,681
	医療用器械備品	1,746,129	83,533	174	1,829,487	1,611,881	120,077	217,606
	その他の器械備品	612,437	42,798	0	655,235	572,957	46,729	82,278
	車両運搬具	546,409	5,496	0	551,905	538,746	16,238	13,159
	土地	261,985	—	—	261,985	—	—	261,985
	建設仮勘定	16,282	—	—	16,282	—	—	16,282
	その他の有形固定資産	15,120	8,204	—	23,325	15,163	7,775	8,162
	計	11,902,133	173,018	174	12,074,978	6,447,744	502,503	5,627,233
無形 固定 資産	借地権	13,142	—	—	13,142	—	—	13,142
	ソフトウェア	313,027	1,300	—	314,327	270,169	33,769	44,157
	その他の無形固定資産	945	—	—	945	—	—	945
	計	327,114	1,300	—	328,414	270,169	33,769	58,244
その 他 の 資 産	投資有価証券	1,322,701	267,307	344,738	1,245,270	—	—	1,245,270
	長期貸付金	44,731	11,765	19,463	37,033	—	—	37,033
	繰延税金資産	365,920	87,073	73,959	379,034	—	—	379,034
	長期前払消費税等	111,052	6,030	58,401	58,682	—	57,798	58,682
	その他の固定資産	15,862	22	101	15,782	2,147	442	13,634
	計	1,860,268	372,199	496,665	1,735,802	2,147	58,240	1,733,654

当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

医療用器械備品	多用途透析用監視装置	30,150 千円
医療用器械備品	BDトータルシステムD-Cube+	9,950 千円
医療用器械備品	膀胱腎盂ビデオスコープ	6,900 千円

様式第六号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

465

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,500	—	—	200	4,300
賞与引当金	96,070	101,330	96,070	—	101,330
退職給付引当金	246,550	42,879	20,066	—	269,364

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収又は回収不能額の見直しによる戻入額です。

様式第七号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号 A651

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	400,000	0.70	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	396,120	368,658	0.94	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	5,675,333	5,309,453	0.96	令和9年～ 令和31年
合 計	6,471,453	6,078,111	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は
以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内
長期借入金	369,970	384,192	362,192	331,466

様式第八号

法人名 医療法人 尚豊会
所在地 三重県四日市市生桑町字菰池4 5 8 番の1

※医療法人整理番号 A 6 5

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
	—	—
計	—	—

【その他】

種 類 及 び 銘 柄				口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
有価証券	その他有価証券	その他	マネー・マネージメント・ファンド (MMF)	5,767,720口	8,733
投資有価証券	その他有価証券	株式	三十三フィナンシャルグループ	3,010株	6,272
			マイクロソフト	2,760株	175,815
			アップル	4,000株	103,855
			テスラ	21,383株	569,137
			エヌビディア	1,000株	136,808
			桑名カントリー倶楽部	1株	3,904
			四日市カンツリー倶楽部	1株	3,650
			涼仙ゴルフクラブ	1株	3,181
			グレイスヒルズカントリークラブ	1株	1,745
		その他	SPDR Dow Jones Industrial Average	4,000口	240,899
計					1,245,270

様式第九の一号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号 A6151

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	494,277	—	494,277	407	—	494,685
給与費	3,097,447	—	3,097,447	86,388	—	3,183,836
委託費	455,375	—	455,375	3,307	—	458,683
経費	429,552	—	429,552	8,379	—	437,931
その他の事業費用						
設備関係費	782,352	—	782,352	5,328	—	787,681
研究研修費	17,300	—	17,300	22	—	17,323
計	5,276,305	—	5,276,305	103,834	—	5,380,140

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ 其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	17 年～39 年
構築物	15 年～60 年
医療用器械備品	4 年～10 年
その他の器械備品	3 年～15 年
車両運搬具	2 年～6 年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法(昭和40年法律第34号)における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産の「長期前払消費税等」に計上し、税法の基準に従い償却しております。

(5) その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理

受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上しております。

② ファイナンス・リース取引の会計処理方法

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

(6) 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	4,958,929 千円
土地	249,696 千円
計	5,208,625 千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	200,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	283,514 千円
長期借入金	4,648,373 千円
計	5,131,887 千円

(7) 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

① 法人である関係事業者

該当ありません。

② 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員又はその近親者	与那覇 尚	当法人 会長	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注)	3,156	-	-
役員又はその近親者	与那覇 靖	医師	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注)	350,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当法人は、銀行借入に対して上記関係事業者より債務保証をうけております。

なお、当該債務保証に際し、保証料の支払いは行っておりません。

(8) その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① リース取引の会計処理

賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科 目	リース料総額 (千円)	未経過リース料 (千円)
その他の器械備品	13,630	7,782
車両運搬具	6,279	5,887
計	19,909	13,669

②有形固定資産の減価償却累計額 6,447,744 千円

③繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	28,068 千円
退職給付引当金	74,613 千円
税務上の繰越欠損金	350,311 千円
繰延税金資産 小計	452,994 千円
評価性引当額	— 千円
繰延税金資産 合計	452,994 千円

繰延税金負債

投資有価証券	73,959 千円
繰延税金負債 小計	73,959 千円
繰延税金資産の純額	<u>379,034 千円</u>

④補助金等の内訳等

補助金等の内訳

内訳		交付者	金額 (千円)	計上区分
運営費	新型コロナウイルス 感染症対策事業補助金	三重県	43,817	本来業務
		四日市市	166	本来業務
	その他	三重県	12,042	本来業務
		三重県	350	附帯業務
		四日市市	350	附帯業務
		三重県	5,432	事業外収益
		その他	4,883	事業外収益
計		67,041		

法人名 医療法人 尚豊会
所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員又はその近親者	与那覇 尚	当法人 会長	債務被保証	銀行借入に対する 債務被保証 (注)	3,156	-	-
役員又はその近親者	与那覇 靖	医師	債務被保証	銀行借入に対する 債務被保証 (注)	350,000	-	-

注 取引条件及び取引条件の決定方針等

当法人は、銀行借入に対して上記関係事業者より債務保証をうけております。なお、当該債務保証に際し、保証料の支払いは行っておりません。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人尚豊会

理事長 古橋 亜沙子 殿

私は、医療法人尚豊会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 6 年 6 月 6 日

医療法人尚豊会

監事

神谷 明文

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続でき

独立監査人の監査報告書

2024年6月4日

医療法人 尚豊会
理事会 御中

あすの監査法人

愛知県名古屋市

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

山岡輝之

公認会計士

稲垣卓也

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人 尚豊会の2023年4月1日から2024年3月31日までの2023会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

なくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上